

えるぼし認定通知書交付式を行いました！

佐賀労働局は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）企業として、**特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス（武雄市）**を「3つ星」に認定しました。

◇令和5年3月28日認定通知書交付式を行いました。



NPO法人スチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史氏

佐賀労働局長
重河 真弓

女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)とは？

女性の活躍推進のための行動計画の策定・届出を行った企業のうち、自社の女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であり、認定基準を満たした場合に、「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。また、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性活躍推進企業データベース」(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>)において、えるぼし認定企業を検索することができます。

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。



認定マーク:えるぼし(3つ星)



【問い合わせ先】

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952(32)7218

えるぼし認定の評価項目と特定非営利活動法人スチューデント

・サポート・フェイスの取組

【企業概要】

- ・企業名：特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス
- ・所在地：佐賀県武雄市
- ・業種：教育・学習支援業
- ・労働者数：65名（うち女性46名）



※評価項目の詳細については、別紙を参照

1 採用

- ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業の平均値以上であり、かつ
- ② 基幹的な雇用管理区分の正社員（相談員兼事務員）に占める女性労働者の割合が産業の平均値以上である
 - ① 70.8% > 教育・学習支援業 36.9%
 - ② 58.5% > 教育・学習支援業 33.6%

2 継続就業

平均勤続年数の男女比が0.7以上である。

最小の雇用管理区分（相談員兼事務員）で 0.74 > 0.7

3 労働時間等の働き方

労働者1人当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間数の平均が全ての月において、45時間未満であること。

最大の月で14.3時間

4 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が産業の平均値以上であること。

45.5% > 教育・学習支援業 24.0%

5 多様なキャリアコース

1項目以上についての実績があること。（直近の3事業年度）

おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

令和元年度から3年度 19人